

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

告 示

北海道告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成30年3月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 白老郡白老町字石山213・214・215の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、212、216から220まで、246、248の1、249、250、254、255
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年3月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

目 次

規 則

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（医務薬務課） 16

告 示

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 16

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 16

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 17

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定……………（維持管理防災課） 17

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 17

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 18

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 19

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第3号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条中「縦6センチメートル、横4センチメートルで、」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年3月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1(1) 通知の内容 | 平成30年北海道告示第104号 |
| (2) 所在が不明な者 | 柴田 米治、志田 正義、志田 広行、村上 のぶ子、杉下文子 |
| (3) 掲示場所 | 岩見沢市役所 |
| 2(1) 通知の内容 | 平成30年北海道告示第104号 |
| (2) 所在が不明な者 | 鹿股 義男 |
| (3) 掲示場所 | むかわ町役場 |
| 3(1) 通知の内容 | 平成30年北海道告示第126号 |
| (2) 所在が不明な者 | 藤本 嘉明、高橋 敏彦 |
| (3) 掲示場所 | 清水町役場 |
| 4(1) 通知の内容 | 平成30年北海道告示第126号 |
| (2) 所在が不明な者 | 上田 チヨ、上田 至範、上田 公男、上田 直子、木本 チヤ、柏木 キミ |
| (3) 掲示場所 | 池田町役場 |

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

平成30年3月6日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	閲覧場所
二級河川厚真川	厚真川	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び苫小牧出張所

- | | | |
|---------|-------|----------------------------------------|
| 一級河川石狩川 | 利根別川 | 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課及び岩見沢出張所 |
| 同 | 東利根別川 | 同 |
| 二級河川美国川 | 美国川 | 北海道後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課及び余市出張所 |
| 二級河川堀株川 | 堀株川 | 北海道後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課及び共和出張所 |
| 二級河川星置川 | 星置川 | 北海道後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課 |
| 一級河川石狩川 | 江丹別川 | 北海道上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課 |
| 二級河川網走川 | 魚無川 | 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課 |

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第46号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年3月6日

北海道上川総合振興局長 渡辺 明彦

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借 1台
 - 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 契約期間 平成30年6月1日から平成35年5月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
 - 納入場所 入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年3月6日（火）から同年4月5日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成30年4月17日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア 自動車の購入 6台

イ 自動車の賃貸借 2台

ウ 自動車の賃貸借 8台

(2) 予定時期

ア 平成30年5月頃

イ 平成30年5月頃

ウ 平成31年1月頃

アからウまでについて、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-5901

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 17, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 16, 2018)

C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan
Phone : 0166-46-5901

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年3月6日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成30年4月17日に一般競争入札の公告を行う十勝管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 十勝管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50キロワット以上の電力契約実績があること。

(4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成30年3月6日（火）から同年4月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（最終日のみ午後1時まで）の間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/tsky/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
(3) 電 話 番 号 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年3月6日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

十勝管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 21校22か所 合計 1,675kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21校22か所 合計 3,900,705kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁十勝教育局告示第9号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成30年4月17日（火）午前10時（送付による場合は、同月11日（水）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

イ 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

ウ 電話番号 0155-26-9237

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Tokachi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,675 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,900,705 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 17, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., April 11, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588, Japan

Phone : 0155-26-9237